

おくしり♡ささえあい 手をつなごう!!

いきいき福祉フェア

2015

～ みんなで福祉にふれる2日間～

**入場
無料**

第一部 7月16日 午後6時～午後7時30分
日子育て支援講演会

第二部 7月17日 午前10時～午後3時
日相談・体験・展示会

発達障がいと生きる
～一般就労をめざして～



檜山圏域障がい者総合相談支援センターめい
地域づくりコーディネーター
道下 康子 さん

アスペルガー症候群当事者・
NPO法人しまりす函館 勤務
赤井 智昭 さん



※一部変更となる場合があります。 etc.

- ☆ひまわり乙部B-1 (乙部町)
- ☆せたな共同作業所ふれんど (せたな町)
- ☆特別養護老人ホーム おくしり荘
- ☆奥尻町社会福祉士会 フース開設!!

- 福祉に関する相談に応じます。
- 託児スペースも設けております。

福祉相談会では、高齢者や障がいに関する事など、福祉にかかわることならどんなことでも、相談支援センターめいの職員の手か、町の担当者などが相談に応じます。

※当日、会場でも受け付けますが、混み合う場合がございますので、希望がありましたら、事前に役場住民課福祉介護係までお申し込みください。

高齢者・障がい者・妊婦体験コーナー



疑似体験コーナーでは、高齢者・片マヒ・視力障害・妊婦などの体験を行うことができます。実際に当事者の気持ちにふれることにより、普段何気なく行っている動作や、気づかない小さな段差などが、高齢者や障がい者等には大きな障がいとなることを感じ取っていただければと思います。

(体験セットは数に限りがあります。また、それぞれ開始時間を設定しておりますので、順番までお待ちいただく場合があります。)



平成27年 7月16日(木)・17日(金)
奥尻町海洋研修センター

【お問い合わせ】

奥尻町住民課福祉介護係 電話：01397-2-3381
檜山圏域障がい者総合相談支援センターめい 電話：0138-47-3046

主催：奥尻町 奥尻町自立支援協議会 檜山圏域障がい者総合相談支援センターめい
協力：北海道発達障害者支援センター あおいそら 檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 ニック株式会社北海道中央営業所
函館視力障害センター 社会福祉法人江差福祉会あすなろ学園 NPO法人南檜山あゆみ共同作業所
NPO法人ひまわり乙部B-1 NPO法人せたな共同作業所ふれんど 社会福祉法人奥尻福祉会 奥尻町社会福祉士会

ハートランドフェリーから料金改定のお知らせ

ハートランドフェリーでは、燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）が加算されており、3カ月毎に料金の改定を行っていますので、「ご利用の都度」確認下さい。



江 差 便	区 分		6月30日まで		7月1日から	
	2等 運賃	通常運賃	大人	2,570円 (410円)	2,370円 (210円)	
小人			1,290円 (210円)	1,190円 (110円)		
離島割引		大人	1,790円	1,780円		
		小人	890円	890円		

せ た な 便	区 分		6月30日まで		7月1日から	
	2等 運賃	通常運賃	大人	2,010円 (410円)	1,810円 (210円)	
小人			1,010円 (210円)	910円 (110円)		
離島割引		大人	1,370円	1,360円		
		小人	680円	680円		

■ 離島住民に対する乗用車の自動車航送運賃の割引制度 ■

自動車航送運賃の割引は、往復運賃に対する復路の10%に相当する額を割引していますが、奥尻町の住民であれば『4月1日～9月30日の期間は15%引き』、『10月1日～3月31日の期間は30%引き』でご利用できます。（※せたな航路においても同様です。）



◆お問い合わせ先
ハートランドフェリー(株) 奥尻支店 ☎2-3131

「津波ハザードマップ」が完成しました

町では、この度「津波ハザードマップ」を作成しました。東日本大震災後、大津波災害に対する関心が高まる中、全国各地で作業が進められておりましたが、奥尻町においては財政的負担と北海道地方の津波浸水予測図の見直し結果を踏まえる等の理由から作成を見送っておりました。

ハザードマップは、標高10メートルと20メートルラインで危険度が色分けされており、これにより奥尻島の地理に詳しくない旅行者などにも防災意識を高めて頂けるものと期待しています。

作成部数は4,000部で、全世帯及び全事業所へ7月中旬に配布する予定です。



「住宅リフォーム助成制度」についてお知らせ

本年4月から事業を開始している「住宅リフォーム助成制度」ですが、多くの申込みとお問い合わせをいただいているところです。

今後申込みをされる方におかれましては、次の点にご留意いただき申請くださいますよう、よろしくお願いいたします。

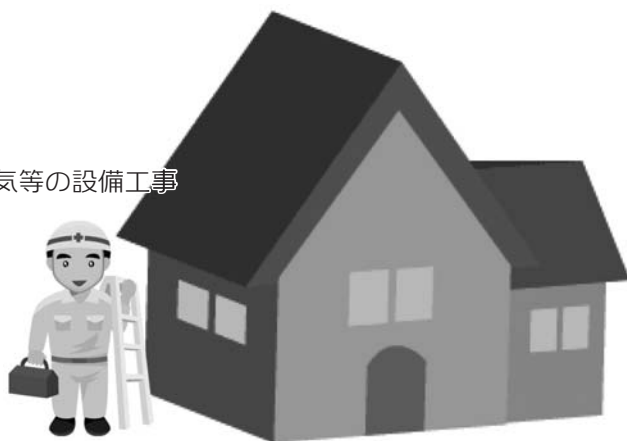
- ◎ 申請をされてから助成決定まで、書類審査等に時間を要しますので、工事開始直前ではなく、1～2週間程度の余裕をもって提出してください。
- ◎ 工事完了後の助成申請は受付できませんので、必ず、工事開始前に申請し、助成決定を受けてから工事が開始出来るよう、業者と相談してください。(契約相手が町内業者の場合のみ対象です)

【対象となる工事の内容】

個人住宅の改築・改修・改装や電気設備、空調設備、給排水設備、衛生設備、給湯設備などの新設・改修(併設する店舗や車庫、物置などは対象外)

～具体例～

- 基礎、土台、柱、筋交等の修繕又は補強工事
- 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事
- 塗装工事
- 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事
- 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事
- 間取りの変更等模様替えを行う工事
- 台所、浴室又は便所を改良する工事
- 建具の取替等の工事
- 壁紙の張り替え工事
- 断熱、気密改修工事



就学義務猶予免除者等の

中学校卒業程度認定試験の実施について

この制度は、病気などやむを得ない事由により、義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された方や、受験認定試験の日の属する年度に満15歳に達する者で中学校を卒業できないと見込まれる方等、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたものに対して行われる試験です。

受験に係る主な内容については、次のとおりお知らせしますが、詳しい内容については教育委員会へお問い合わせ下さい。

■ 受験資格

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成28年3月31日までに満15歳以上になる者
- (2) (1)の免除を受けず、かつ平成28年3月31日までに満15歳に達するもので、年度中に中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認められた者
- (3) 平成28年3月31日までに満16歳以上になる者
 - (1)及び(4)に掲げるものを除く。
- (4) 日本国籍を有しないで、平成28年3月31日までに満15歳以上になる者

■ 願書受付期間

平成27年8月24日(月)から
平成27年9月11日(金)まで

■ 試験日

平成27年10月28日(水)
平成27年12月7日(月)

■ 合格発表

◆ お問い合わせ先

奥尻町教育委員会
学校教育係 ☎ 213890